

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株西、日本電信電話株

第7準備書面

平成25年2月1日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃

弁護士 梅津 有紀

弁護士 福田 恵太

弁護士 島津 守

弁護士 栗田 祐太郎

被告準備書面(6)及び平成25年1月17日の弁論準備期日の内容を踏まえ、

原告らは、被告らに対して、次の事項を明らかにするよう求めます。

第1 マイグレーション（移行）後の「Bフレッツ」及び「フレッツ光プレミアム」と「フレッツ 光ネクスト」の違いについて

1 「Bフレッツ」について（NTT東）

中継網を地域IP網からNGN¹へ移行（マイグレーション）した後、被告NTT東において提供される「Bフレッツ」とは、①マイグレーション前の「Bフレッツ」と同じサービス（ネットワークの込み具合により単位時間当たりのデータ信号の伝送速度が変動するベストエフォート型サービス²）か、②「フレッツ 光ネクスト」（以下「ネクスト」という）と同じサービス（帯域確保や優先制御機能を有するサービス³）か、上記①②のいずれでもないのか。

2 「フレッツ光プレミアム」について（NTT西）

マイグレーション後、被告NTT西において提供される「フレッツ光プレミアム」（以下「プレミアム」という）とは、①マイグレーション前の「プレミアム」と同じサービス（ベストエフォート型サービス）か、②「ネクスト」と同じサービス（帯域確保や優先制御機能を有するサービス）か、上記①②のいずれでもないのか。

第2 マイグレーション（移行）後の「Bフレッツ」及び「プレミアム」の具体的な設備構成について

1 「Bフレッツ」の具体的な設備構成について（NTT東）

(1) データの流れについて

マイグレーション後、「Bフレッツ」におけるデータの流れは、別紙1の①②いずれであるか。

¹ Next Generation Network（次世代ネットワーク）

² 被告準備書面（6）3頁13行目以下の表現

³ 被告準備書面（6）3頁15行目の表現

- (2) 「Bフレッツ」アクセス網（集線装置等を含む）について
マイグレーション後、データの流れが別紙1の①②いずれであるにしても、別紙1に「Bフレッツ」（戸建）アクセス網（集線装置等を含む）と記載した部分については、マイグレーション前の設備（OSU⁴等）を引き続き利用するという理解でよいか。
- (3) 収容ルータについて
「Bフレッツ」のマイグレーションによって切り替わる接続先の収容ルータは、マイグレーション後の「Bフレッツ」のみ収容されるものか、「ネクスト」と混在収容されるものか。

- 2 「プレミアム」の具体的な設備構成について（NTT西）
- (1) データの流れについて
マイグレーション後、「プレミアム」におけるデータの流れは、別紙1の①②いずれであるか。
- (2) 「プレミアム」アクセス網（集線装置等を含む）について
マイグレーション後、データの流れが別紙1の①②いずれであるにしても、別紙1に「プレミアム」（戸建）アクセス網（集線装置等を含む）と記載した部分については、マイグレーション前の設備（OSU等）を引き続き利用するという理解でよいか。
- (3) 収容ルータについて
「プレミアム」のマイグレーションによって切り替わる接続先の収容ルータは、マイグレーション後の「プレミアム」のみ収容されるものか、「ネクスト」と混在収容されるものか。

⁴ Optical Subscriber Unit（光信号主端末回線収容装置）

3 OSUの共有について

「Bフレッツ」もしくは「プレミアム」に現在供しているOSUを引き続き利用する（撤去しない）ということならば、「OSUを共用すること自体が極めて非現実」（被告準備書面(6)14頁）という主張はどのような意味を有するものであるのか。

以上

<マイグレーション後「Bフレッツ」※のデータの流れ>

